

上告提起事件番号 平成25年(行サ)第17号

上告人 市野和夫 外112名

被上告人 愛知県知事 外1名

上告理由書(乙事件)

平成25年6月28日

最高裁判所

(名古屋高等裁判所) 御中

上告人ら代理人	弁護士	在	間	正	史	
同	弁護士	原	田	彰	好	
同	弁護士	竹	内	裕	詞	代
同	弁護士	樽	井	直	樹	代
同	弁護士	白	川	秀	之	代
同	弁護士	濱	鳶	将	周	代
同	弁護士	笠	原	一	浩	代
同	弁護士	籠	橋	隆	明	代
同	弁護士	吉	江	仁	子	代
同	弁護士	小	島	智	史	代
同	弁護士	若	山	哲	史	代

原判決は、民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

第1 上告人らの原審における主張

上告人らは、乙事件について、原審において以下の通り主張した（原審第1準備書面（控訴理由書）p131～133）。

1 第一審判決

第一審判決は、特ダム法令の定めによれば、「かんがい利用者の負担金に係る都道府県の負担金については、特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者の負担金に係る条例がまだ定められていないとしても、都道府県は、かんがい利用者の負担金に係る部分を含めて当該都道府県の負担金を納付する義務を免れないものである。そうであれば、特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者の負担金に係る条例が存在しなくとも、設楽ダムの建設費に係る愛知県の負担金について、被控訴人知事がかんがい利用者の負担金を含めて支出命令を行うことは財務会計上何ら違法と評価されるものではない」（第一審判決書p75）と判示する。

2 愛知県におけるかんがい利用者負担金徴収条例なき支出の違法性

しかし、第一審判決は、単なる特ダム法の一般論を展開しているだけであって、愛知県においては、既に矢作ダムがあつてかんがい利用者負担金徴収条例によって徴収されていなければならないのに、同条例を制定しておらず、かんがい利用者の負担金を免れさせているということを見過、むしろ無視している。

(1) 矢作川水系に特定多目的ダムである矢作ダムが昭和46年に完成している。

矢作ダムの目的の一つにかんがいがあり、最大5.5 m³/sのかんがい用水を、矢作川北部地域の豊田市と藤岡町（完成当時、以下同じ）、矢作川南部地域の幸田町、吉良町、および幡豆町に供給している（甲28、29p5）。矢作ダムで開発された上記かんがい用水を水源として、土地改良事業である矢作総合用水が矢作川北部地域と南部地域にかんがい用水の供給を行っており、昭和63年度には事業が完成している（甲30p3）。

したがって、矢作川北部地域と南部地域の矢作川総合用水のかんがい利用者は特ダム法10条1項、同法施行令12条によって、かんがい費用負担額の10分の1に相当する費用負担金を負担しなければならない。このかんがい利用者の費用負担金の徴収は徴収者の範囲と徴収方法を定めた条例に基づいて県知事が行い（特ダム法10条2、3項、9条2項）、県は、特ダム法8条に規定する河川法60条1項による都道府県の建設費用負担金の一つの県が収納するかんがい利用者の費用負担金として（特ダム法施行令10条）、国に支払うことになる。

かんがいを目的に含む特定多目的ダムの建設と類似の事業として、土地改良

事業としての用水施設の新設がある。土地改良事業においては、用排水施設の新設等の国営土地改良事業について、土地改良法 90 条 2 項に基づいて県の負担すべき費用の全部または一部を当該事業によって利益を受ける者から負担金を徴収できることになっているが、これに関しては「愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例」が制定されている。

ところが、県は、特定多目的ダムについては、特ダム法 10 条 3 項に基づくかんがい利用者費用負担金の徴収条例を制定していない。

矢作ダムでは、すでに用水使用に係る土地改良事業である矢作総合用水事業が昭和63年度に完成してから、特ダム法施行令 14 条 2 項が最長支払期間と定めている事業完了後 15 年を超える 19 年（上告人ら代理人注・第 1 準備書面（上告理由書）提出時）を経過している。矢作ダムのかんがい利用者の費用負担金は、県が特ダム法 10 条 3 項に基づくかんがい利用者費用負担金徴収条例を制定しないまま、県は特ダム法 8 条に基づいて、洪水調節、流水正常機能維持、およびかんがいのうちの 10 分の 9 についての費用負担金とともに、国に支払っている。

(2) 上記の矢作ダムの先例から明らかなように、愛知県は特定多目的ダムのかんがい利用者費用負担金徴収条例を制定して徴収することなく、その費用負担金を特ダム法 8 条に基づいて国に支払っているのである。県が、すでに先行して行われていて先例となっている矢作ダムと異なって、設楽ダムについては、特定多目的ダムのかんがい利用者の費用負担金徴収条例を制定して徴収をすることは考えられない。

(3) 2008 年 2 月 23 日中日新聞（甲 31）において、県は矢作ダムについて「農業用水の利用者負担分 1 億 2 千万円を県が肩代わりして国に支払ったまま。」、そして県の担当者の「負担金を徴収しようとした記録は残っていない」という話が記事となって報道されている。そして、担当者は、設楽ダムについては、「豊川用水には宇連、大島の 2 ダムからすでに農業用水が供給されており、『今日から設楽ダムの水も入ってきます。建設費を負担してください』と言っても理解を得るのは難しい」、「法律（上告人ら代理人注・特ダム法 10 条）が現状にあっていない」とも話している。

「法律が現状にあっていない」という担当者の談話は、流水正常機能維持である不特定かんがいとは異なり、（特定）かんがいは特定のかんがい利用者が利益を受けるもので、その費用負担は受益者負担の原則が適用されるのであり、特ダム法 10 条は本来の受益者負担を軽減する内容であることを理解していないものである。上記のような談話が当然のように出るほど、かんがい利用者の費用負担金について、条例を定めてかんがい利用者から徴収する意思が愛知県

には全くないのである。愛知県の本音が、「法律が現状にあっていない」などと言う非常識な発言で、正面切って述べられている。

- (4) したがって、愛知県は、矢作ダムと同様に、設楽ダムのかんがい利用者費用負担金について、徴収条例を制定しないまま徴収することなく、国にこの費用負担金を支払おうとしていることは明らかである。愛知県が、設楽ダムについて、特定多目的ダムのかんがい利用者の費用負担金徴収条例を制定して徴収をするとは考えられないのである。

第2 原審の対応（原判決の記載）

1 原審は、原判決に、「なお、昭和46年に竣工した矢作ダムのかんがい用水を水源とする北部及び南部地域の土地改良事業は、昭和63年度に完成したから、上記のかんがいの利用者は、かんがい費用負担額の10分の1相当額の費用負担金を負担し（特ダム法10条1項及び同法施行令12条）、その徴収は被控訴人知事が行うものとされている（特ダム法10条2項、3項、9条2項）にも係わらず、愛知県は、特ダム法10条3項及びこれにより準用される9条2項の規定に基づいて設けるべきかんがい利用者費用負担金の徴収についての条例を制定しないまま、上記費用負担金を、特ダム法8条の規定に基づき、洪水調節、流水正常機能維持、かんがいのうちの10分の9についての費用負担金とともに、国庫に納付しており、設楽ダムについて、矢作ダムの場合と異なり、愛知県がかんがい利用者の費用負担金の徴収についての条例を制定し、被控訴人知事がこれを徴収するとは考えられない旨も主張するが、乙事件条例が制定されていないとしても、そのことをもって上記の判断が左右されるとは解されない。」（原判決書p59）と記載する。

2 しかし、上記上告人らの主張で述べたように、設楽ダム・豊川用水と同じ愛知県にあり、同じ三河地域に属する矢作ダムでは、すでに用水使用に係る土地改良事業である矢作総合用水事業が昭和63年度年に完成してから、特ダム法施行令14条2項が最長支払期間と定めている事業完了後15年を超える22年（原審口頭弁論終結時）を経過している。それにもかかわらず、矢作ダムのかんがい利用者の費用負担金は、愛知県が特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者費用負担金徴収条例を制定しないままであり、愛知県は特ダム法8条に基づいて国に支払ったかんがい利用者の費用負担金をかんがい利用者から徴収せずにおいて、負担したままになっているのである。

愛知県は、矢作ダムについて、徴収条例を制定して徴収しなければならなくなってから22年以上もかんがい利用者からその費用負担金を徴収していないのである。愛知県には、かんがい利用者から費用負担金を徴収する意思がないものと見ざるをえない。このような愛知県が、かんがい利用者から費用負担金を徴収していない矢作ダムの実際を無視して、矢作ダムではかんがい利用者から費用負担

金を徴収しないでいながら、設楽ダムでは、かんがい利用者から費用負担金を徴収するとは考えられない。

上記上告人らの主張(3)の新聞記事の「『今日から設楽ダムの水も入ってきます。建設費を負担してください』と言っても理解を得るのは難しい」、「法律（原告ら代理人注・特ダム法10条）が現状にあっていない」との愛知県の担当者の話は、端的にそのことを物語っている。

3 原審は、原判決で、上記2で述べたことを記載せず、単に「そのことをもって上記の判断（上告人ら代理人注・第1・1の第一審の判断）が左右されるとは解されない。」というが、それでは、愛知県における実際の下では、理由不足である。矢作ダムでは、かんがい利用者の費用負担金を条例を制定して徴収しなければならなくなってから22年経過していても、条例を制定しないで、徴収していないという現実の下で、第一審の判断が左右されない理由を述べなければならないのに、何も述べていない。

第3 結論

よって、原判決には民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。